

子ども・重度障がい者・ひとり親家庭などに医療費を助成

次の表の対象者の要件にいずれかあてはまる人で、医療証を持っていない人は、問い合わせてください。

●助成内容 健康保険が適用された医療費の自己負担相当額
※0～2歳児を除いて、一部本人負担があります。詳しくは、市民生

活のしおり、または市ホームページを確認してください。

●問い合わせ先
国保年金課

☎(580)1847



医療制度	対象者の要件（生活保護を受けている人は除く）
子ども医療	中学3年生までの子ども ※中学1～3年生は入院のみ対象 ※小学1～6年生で、重度障害者医療・ひとり親家庭等医療を受けている人は除く
重度障害者医療	◇身体障害者手帳1・2級の人 ◇療育手帳がAの人 ◇精神障害者福祉手帳1級の人 ◇IQ35以下の人 ◇身体障害者手帳3級で療育手帳B1の人 ※所得制限あり（特別障害者手当準拠。3歳～小学6年生については、児童手当準拠） ※3歳～小学6年生で、子ども医療を受けている人は除く ※65歳以上は、後期高齢者医療制度への加入が必要
ひとり親家庭等医療	◇母子家庭（母・児童） ◇父子家庭（父・児童） ◇父母のない児童 ※児童…小学校就学後～18歳の年度末 ※所得制限あり（児童扶養手当準拠） ※配偶者が障がいにより長期にわたり労働力を失っている場合も、ひとり親家庭とみなす

※所得が多くて対象外だった人でも、前々年より前年の所得が少なかった場合や扶養人数が増えた場合は、10月1日以降、助成対象になることがあります。

更新手続きは8月中旬

重度障害者医療証・ひとり親家庭等医療証

対象者には個別に更新の案内を7月末に郵送しています。手続きが遅れると、資格を失い、10月1日(日)以降の医療費の助成を受けられません。

●対象者

◇重度障害者医療証を持っている人
◇ひとり親家庭等医療証を持っている人

※8月1日までに通知が届かなかった人は、連絡してください。

●受付期間

8月1日(火)～31日(木)(消印有効)

8月は「道路ふれあい月間」

「道路ふれあい月間」とは、道路の役割や重要性を改めて認識してもらうために、国土交通省が定めたものです。

私たちの生活に欠かすことのできない道路を広く、美しく、安全に利用するために、放置自転車や立て看板などの不法占用物件をなくす活動にご協力をお願いします。

●問い合わせ先

建設管理課管理担当

☎(580)1879

●申請方法 郵送
※重度障害者医療の更新申請書は、各コミュニティセンターでも提出できます。

●現在の医療証の有効期限

9月30日(土)

●申請と問い合わせ先

国保年金課

☎(580)1847

